

平成 2 2 年度事業計画書

自 平成 2 2 年 4 月 1 日

至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

社団法人 日本レコード協会

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

目 次

- [1] レコードの普及に関する事……… 1～2
 - 1 . 「音楽 CD の再販制度」の維持
 - 2 . 「CD ショップ大賞」の充実・強化
 - 3 . 「日本ゴールドディスク大賞」の実施
 - 4 . 「着うたフル®」ウィークリーチャートの活用
 - 5 . 音楽配信実績等の業務の集約化
 - 6 . 日本音楽の海外展開の促進
 - 7 . 大学寄附講座の開設
 - 8 . RIAJ セミナーの開催
 - 9 . その他

- [2] レコードに関する調査研究および資料の蒐集に関する事……… 2
 - 1 . 市場調査、産業統計の充実
 - 2 . 音楽に関する消費者実態調査の実施

- [3] 録音による芸術文化の保存に関する事……… 2
 - 1 . 歴史的音盤アーカイブ事業の推進
 - 2 . 「文化庁芸術祭」への協力
 - 3 . 「日本プロ音楽録音賞」の共催

- [4] 著作権・著作隣接権等に関する事……… 2～3
 - 1 . 違法音楽配信の探索、削除要請等の強化
 - 2 . 違法音楽配信の利用を防止する技術的対策の実現
 - 3 . 「プロバイダ責任制限法」の見直し
 - 4 . 「違法配信からのダウンロード違法化」啓発キャンペーンの継続
 - 5 . 「権利制限の一般規定」の導入阻止に向けた活動
 - 6 . 「私的録音録画補償金制度」の存続を求める活動
 - 7 . 「レコード演奏権」の創設に向けた活動
 - 8 . 「レコード保護期間」の延長に向けた活動

- [5] レコードに関する出版物の刊行等……… 3

- [6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決めならびに徴収及び分配……… 3～4
 - 1 . 二次使用料収入確保のための検討

- 2 . 送信可能化権に関する権利委任範囲の見直し
- 3 . 二次使用料実績分配の運用開始

- [7] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配…………… 4
- [8] 私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配…………… 4
- [9] その他…………… 4～5
- 1 . 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
 - 2 . 国内・国外の団体、機関との連携活動
 - 3 . 「レコード倫理審査会」の開催・運営
 - 4 . 業界規格（RIS）の制定と改正
 - 5 . “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動
 - 6 . 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

以上

平成 22 年度事業計画書

平成 21 年のレコード等の生産・販売実績は、一昨年秋以降の経済不況が大きく影響したことなどにより、前年を下回る結果となった。また、音楽産業成長の最大の阻害要因であるインターネット上の違法音楽配信の蔓延といった深刻な実態や、さらに、権利者の権利の切り下げによる特定の産業振興を目的とした法制度の導入論等に象徴されるように、レコード製作者を取り巻く環境はますます厳しい状況となっている。

しかしながら、一方では、本年 1 月に施行された改正著作権法第 30 条によって違法音楽配信への抑止効果が期待されること、また、TAM（東京アジア・ミュージックマーケット）を中心とした日本音楽の海外展開施策の着実な進化による将来的な可能性や、「CD ショップ大賞」を通じて製販一体による市場活性化に向けての新たなトライアルの実現等といったプラス要因も見出せているところである。

上記を踏まえ、当協会は、平成 22 年度において、攻めと守りの両面でより一層効率的かつ実効性のある対策を講じる。具体的には、「違法音楽配信の撲滅」、「需要拡大施策の展開」、「レコード製作者の権利収入の拡大と適正な分配」、「レコード製作者の権利の確保、強化」、「シェアードサービスの拡大」、「著作権教育・啓発活動の充実」、「シンクタンク機能の充実」及び「音楽文化の維持、発展のための施策」に係る重点施策を中心に、以下の事業を推進することによってレコード産業の基盤整備・強化を図る。

〔事業活動〕

[1] レコードの普及に関すること

1 . 「音楽 CD の再販制度」の維持

- (1) 再販制度の弾力運用を更に推進するとともに、音楽文化発展の基盤となる再販制度の必要性を引き続き訴える。
- (2) ユーザーサービスの一環として実施しているインターネット廃盤セールを年 1 回開催する。
- (3) 経年変化を捉えるため全国レコード店調査を継続実施する。

2 . 「CD ショップ大賞」の充実・強化

「CD ショップ大賞」の一層の充実・強化を図るため、参加店規模の拡大、エルダー層への取組み等による店頭展開及び広報展開の支援を行い、店頭における音楽パッケージの需要を喚起する。

3 . 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

音楽業界で唯一の実績数字に基づく顕彰制度である「日本ゴールドディスク大賞」の認知を通じて、音楽文化の維持・発展を図る。

4 . 「着うたフル®」ウィークリーチャートの活用

「着うたフル®」ウィークリーチャートの活用を促進し、音楽配信市場の拡大を図る。

5 . 音楽配信実績等の業務の集約化

音楽配信に係る実績集計等業務の集約化の可能性を検討する。

6 . 日本音楽の海外展開の促進

- (1) 海外への日本音楽のライセンスアウト拡大に向け、音楽産業・文化振興財団

(PROMIC) 主催の「東京アジア・ミュージックマーケット」(TAM) に積極的に参画し、成約実績と実ビジネス実績の増大を図る。

(2) コンテンツ海外流通促進機構 (CODA) 及び関係官庁との連携により海外における日本音楽の海賊版対策を強化する。

(3) 海外における配信ビジネス確立のための諸条件整備について検討する。

7 . 大学寄附講座の開設

平成 22 年度は、立教大学での寄附講座を継続実施する。平成 23 年度以降は、国立大学での開設を検討する。

8 . RIAJ セミナーの開催

会員社を対象に原則として毎月 1 回開催するとともに、一部テーマについては広く一般にも公開する。

9 . その他

“ Music J-CIS ”(Music Japan-Copyright Information Service) の構成団体として、音楽権利情報データベースを充実させユーザーサービスの拡大を図る。

[2] レコードに関する調査研究および資料の蒐集に関すること

1 . 市場調査、産業統計の充実

パッケージ商品及び音楽配信に関する各種産業統計データの的確な集計・分析を行い迅速に公表する。

2 . 音楽に関する消費者実態調査の実施

25 年目を迎える定例の音楽ユーザー実態調査は、「全国のユーザー動向把握」のため昨年度に引き続き web 調査にて実施する。

[3] 録音による芸術文化の保存に関すること

1 . 歴史的音源のアーカイブ事業の推進

平成 23 年度に予定されている国立国会図書館のデジタルアーカイブ公開に向け、歴史的音盤アーカイブ推進協議会 (HiRAC) を中心に SP 盤等の音源デジタル化作業を継続する。

2 . 「文化庁芸術祭」への協力

レコード部門における受付窓口として、選考申請及び審査に協力する。

3 . 「日本プロ音楽録音賞」の共催

録音エンジニアの技術向上と地位確立を目指し継続実施する。

[4] 著作権・著作隣接権等に関すること

1 . 違法音楽配信の探索、削除要請等の強化

(1) 携帯電話向けサイト、動画投稿サイト、ストレージサービスなどにおける違法音楽配信の探索、削除要請等を強化する。

(2) モバイル掲示板事業者などに対する自主監視等の要請を更に進める。

(3) 悪質な違法行為者の告訴等を継続して実施する。

(4) ファイル共有ソフト「Winny」を悪用した違法行為者に対する注意喚起活動を開始する。

(5) ファイル共有ソフトを悪用した違法行為者のうち特に悪質性の高い者に対する損害賠償請求や告訴等の対応を強化する。

2. 違法音楽配信の利用を防止する技術的対策の実現

(1) 携帯電話向け違法音楽配信に対する技術的対策について、「違法音楽配信対策協議会」における検討を促進し、方向性を見出す。

(2) アクセス制限サイト等を対象としたクローリングの強化について、「違法音楽配信対策協議会」における検討を促進し、実施の目途を立てる。

(3) 検索エンジン非表示対応について、改正著作権法の規定に基づき、事業者との協議を促進し対応を拡大する。

3. 「プロバイダ責任制限法」の見直し

違法音楽配信の撲滅に向けてプロバイダの責任の在り方を再検討し、「プロバイダに対する侵害防止措置の義務付け」、「発信者情報開示請求手続の改善」、「悪質な違法行為者に係るインターネット接続のアカウント停止措置等の導入」に向けた活動を促進する。

4. 「違法配信からのダウンロード違法化」啓発キャンペーンの継続

(1) 違法音楽配信対策に関する広報、改正著作権法第30条の周知及び適法配信識別マーク(エルマーク)の認知拡大を図るためキャンペーンを実施する。

(2) 他団体、他業種との連携による広報強化策を検討し実施する。

5. 「権利制限の一般規定」の導入阻止に向けた活動

他の権利者団体と連携して、「権利制限の一般規定」の導入に反対する活動を継続する。

6. 「私的録音録画補償金制度」の存続を求める活動

私的録音録画補償金制度の存続のために、他の権利者団体等と連携して活動を行う。

7. 「レコード演奏権」の創設に向けた活動

実演家団体と合同で、法的内容及び使用料の徴収・管理体制等の検討を進めるとともに、行政への働きかけを進める。

8. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動

EUにおける「レコード保護期間」延長の動向も踏まえながら、少なくとも70年への保護期間延長に向けた活動を継続する。

[5] レコードに関する出版物の刊行等

レコード産業への理解促進と産業全体のイメージ向上を図るため、機関誌、ホームページ、プレスリリース等を活用して積極的に情報発信するとともに、社会貢献活動や文化活動についても広く広報を行う。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決めならびに徴収及び分配

1. 二次使用料収入確保のための検討

放送収入が減少傾向にある中で、安定的に二次使用料収入を確保するための新たな二次使用料算出方式の検討を行い、放送事業者との間で具体的な提案に基づく協議を開始する。

2. 送信可能化権に関する権利委任範囲の見直し

放送番組のインターネット配信に係る、実務運用及び送信可能化権の権利委任範囲を見直すことにより、ニーズに適合した適正な利用の円滑化を図る。

3. 二次使用料実績分配の運用開始

- (1) 平成 22 年度二次使用料の実績分配開始に向けて、関係団体との分配ルール見直し協議を推進し、分配規程の改定作業を完了する。
- (2) 平成 22 年 4 月以降、各放送局からの全曲・電子的報告の受付業務を開始し、実務上の諸問題を解決しながら、安定的な運用を図る。
- (3) 平成 22 年中に実績分配システムの開発及び試験運用を終え、平成 23 年 1 月より運用を開始する。
- (4) 分配方法の変更に伴う会員社における計算業務の効率化と負担軽減を図るため、会員社のニーズを確認し、必要に応じてシステム開発を行う。
- (5) 実績分配のキーコードとなる ISRC の精度向上のため、平成 22 年度中に誤付番を「0」にするよう各社の確認作業を促進する。

[7] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収及び分配

1. 平成 22 年度からの貸レコードに係る使用料等の分配方法変更に向けて、分配規程の改定作業を完了する。
2. 分配方法の変更に伴う会員社における計算業務の効率化と負担軽減を図るため、会員社のニーズを確認し、必要に応じてシステム開発を行う。

[8] 私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配

社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）及び社団法人私的録画補償金管理協会（SARVH）の構成団体として、私的録音録画補償金制度の円滑な運用を推進する。

[9] その他

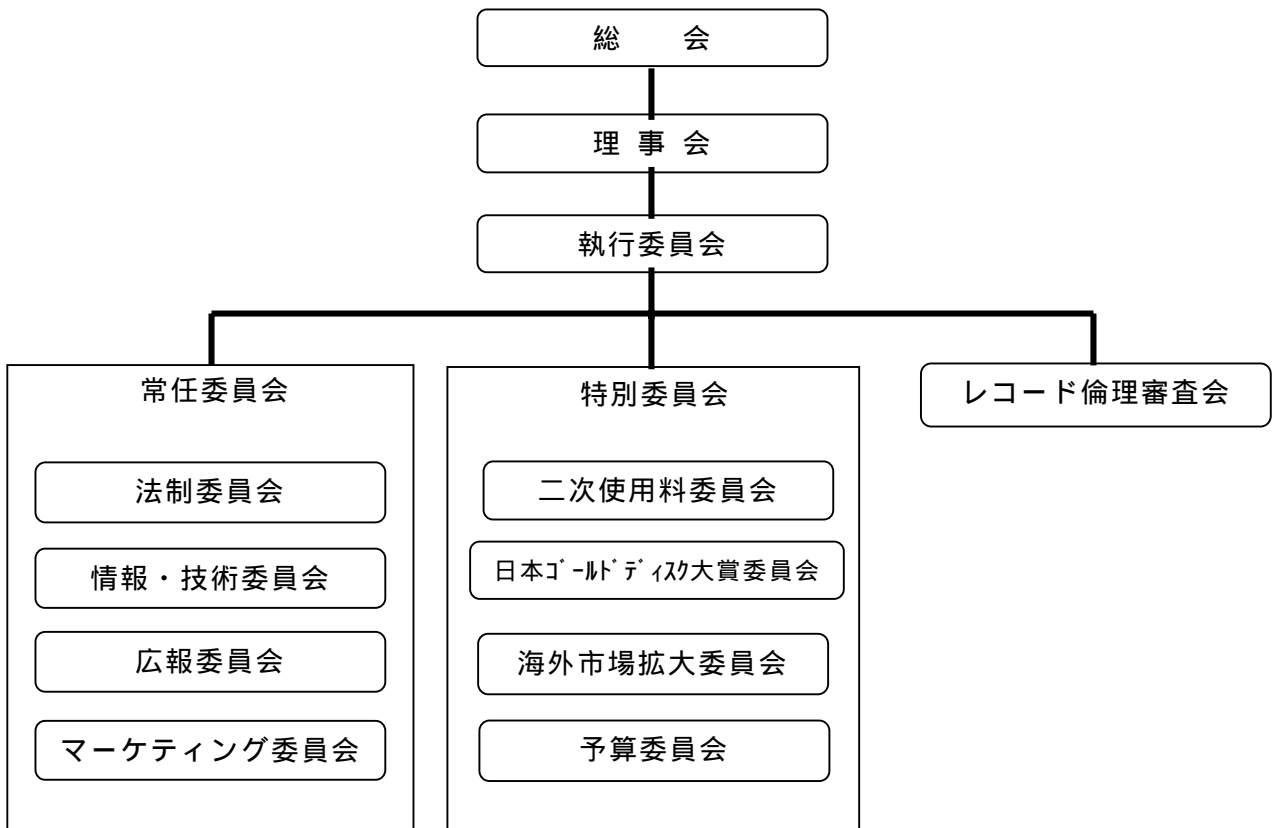
1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見の具申を行う。
2. 国内・国外の団体、機関との連携活動
国内の音楽関係団体並びに国際レコード産業連盟（IFPI）及びアメリカレコード協会（RIAA）等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を積極的に推進する。
3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営
レコード制作者としての社会的倫理責任を果たすため、「レコード制作基準」に則り「レコード倫理審査会」を開催・運営する。
4. 業界規格（RIS）の制定と改正
CD 等レコード商品の表示、付属品等に関する日本レコード協会規格（RIS）について必要な改正を行う。
5. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動
音源の識別に利用される“ISRC”（国際標準レコードディングコード）の国内管理登

録機関として、普及・管理に関する活動やコードの申請受付・交付等を行う。

6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

福祉厚生・療養施設（児童福祉施設、老人ホーム等）の方々に音楽を楽しんで頂く事を目的として昭和 38 年（1963 年）から毎年実施しているレコード寄贈を平成 22 年度も継続する。

〔運営体制〕



本年度の事業遂行のため、関係諸官庁並びに関係諸団体と常に連絡協調を保持しつつ業務を推進する。

以上